

令和7年度 第3回 入間市公民館運営審議会

日時：令和8年3月18日（水）午後2時00分～
会場：市役所C棟4階 入札室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

① 第3次公民館基本計画について

(2) 報告事項

① 地区センター（公民館）利用方法等の変更について

4 その他

5 閉 会

【配布資料】

資料1-1 次期公民館基本計画の策定に向けた取り組みについて

資料1-2 第3次入間市公民館基本計画「素案」(案)

資料1別紙 公民館基本計画「素案」(案)に対する意見書

資料2-1 地区センター利用方法等の変更について（利用者懇談会配布資料）

資料2-2 地区センター利用方法等の変更に関してのご意見等（概要）

令和7年度入間市公民館運営審議会委員名簿

任 期：令和7年5月1日から令和9年4月30日まで

No.	氏名	選出区分	所属団体等	新・再任の別	備考
1	もりた たくみ 森田 匠	金子中学校	学校教育関係者 (入間市校長会)	再任	R6～
2	いよた まり 伊與田 麻利	扇町屋公民館	社会教育関係者 (アレンジメントフラワーサークル)	再任	R1～
3	にしざわ ひろこ 西澤 裕子	黒須公民館	社会教育関係者 (事業講師)	再任	R1～
4	あいはら まきのり 相原 正矩	東町公民館	地域住民 (入間ヶ丘自治会)	新任	R7～
5	ほしの こ 星野 ふみ子	東金子公民館	地域住民 (東金子民生・児童委員協議会)	新任	R7～
6	なみき しげよし 双木 茂芳	金子公民館	社会教育関係者 (スポーツ協会)	再任	R5～
7	おかざき さちこ 岡崎 幸子	宮寺公民館	社会教育関係者 (宮寺・二本木いただきま～すの会)	再任	R5～
8	たかやま やすし 高山 康次	藤沢公民館	社会教育関係者 (元気が出るふじさわ未来ネット)	新任	R7～
9	かみおか とみお 上岡 富雄	東藤沢公民館	社会教育関係者 (文化協会)	新任	R7～
10	おだぎり のりこ 小田切 典子	西武公民館	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (こども☆チャレンジひろば西武)	新任	R7～

※ 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じて公民館における各種事業の企画実施について調査・審議します。
(社会教育法第29条)

※ 一つの審議会等の委員のうち女性委員の割合は、委員定数の35パーセント以上とすることとしています。ただし、特別な理由がある場合には、この限りではありません。
(入間市審議会等の設置及び運用に関する指針第5条)

関係職員名簿

事務局

No.	所属	役職	担当	氏名
1	教育部	部長		浅見 泰志
2	教育部	次長		新屋 朋徳
3	教育部社会教育課	課長		大石 浩士
4	教育部社会教育課	主幹	生涯学習・社会教育・公民館担当	奥村 芳人
5	教育部社会教育課	主幹	生涯学習・社会教育・公民館担当	牧野 尚人
6	教育部社会教育課	主任	生涯学習・社会教育・公民館担当	新井 竣介
7	教育部社会教育課	主任	生涯学習・社会教育・公民館担当	山本 絵実
8	教育部社会教育課	主事	生涯学習・社会教育・公民館担当	岩崎 楓
9	教育部社会教育課	主事補	生涯学習・社会教育・公民館担当	黒澤 愛菜

各地区公民館(地区センター)

No.	所属	役職	氏名
1	扇町屋公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	横川 純一郎
2	東町公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	鈴木 和弘
3	黒須公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	千葉 茂
4	東金子公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	中島 将之
5	金子公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	吉澤 茂久
6	宮寺・二本木公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	櫻澤 秀穂
7	藤沢公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	豊泉 隆
8	東藤沢公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	栗木 友和
9	西武公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	水村 昌秋

次期公民館基本計画の策定に向けた取り組みについて

1 これまでの取組

次期公民館基本計画の策定に向けた検討については、これまでに開催した会議において、現行の計画の評価と課題の整理を行い、次期計画に必要な視点や示すべき項目について意見交換を行ってきました。

2 今後の取組内容

(1) 「素案」の取りまとめ

これまでの成果を整理して、公民館運営審議会で協議を行い、各計画の章や項目の設定、施策や取組内容の方向性や概要を示す「素案」をまとめます。

令和8年度の公民館運営審議会にて諮問をさせていただきます。

(2) 「原案」の作成

「素案」に対する市の関係各部署の意見聴取を行い「原案」を作成し、「原案」に対する市民意見募集（パブリックコメント）を実施します。

(3) 計画策定

「原案」に対する市民意見募集の結果の分析を行うとともに、公民館運営審議会からいただく答申や関係各部署の意見を反映して計画を策定します。

3 次期公民館基本計画の素案（案）の構成と各章・各項目の考え方

今回提示する資料は、これまでの取り組みを踏まえ、次期計画の「素案」の取りまとめに向けた基礎資料として作成したものです。

次期計画の構成及び各章・各項目を設定した意図は以下のとおりです。

第1章 計画の策定にあたって

・はじめに計画の目的や市政における位置づけを確認します。

1 計画策定の趣旨

・計画策定の目的を明らかにします。

2 公民館の位置づけ

(1) 施設・計画の法的位置づけ

・計画は法令に基づいて策定していることを示します。

(2) 市の計画体系における位置づけ

・市のまちづくり全体に係る取組の体系と各計画（施設）が担う役割を示します。

第2章 計画（施設）を取り巻く状況

・計画（施設）に関する現状認識を整理し、今後の取組の方向性を示します。

1 これまでの経緯

・施設の沿革、過去の計画、取組実績等を振り返ります。

2 現状と課題

・取り組み実績と計画や施設を取り巻く状況変化を踏まえた課題を整理します。

3 今後の方向性

・経緯や現状と課題を踏まえ、計画に反映すべき要素や対応の考え方を示します。

第3章 計画の基本となる考え方

- ・計画（施設）の全体に係る基本的な考え方や視点を示します。
 - 1 基本理念
 - ・計画（施設）が目指す姿・方向性を示します。
 - 2 計画策定の視点
 - ・計画策定や施策の展開を進めるうえで基本とする視点を示します

第4章 施策の体系

- ・具体的な取組内容を体系的に示します。
 - 基本方針：基本理念の実現に向けた取り組みの大きな柱
 - 重点施策：方針を実施していくために重点的に取り組む事項
 - 取組項目：施策を具体化する取り組み内容

第5章 計画の推進に向けて

- ・計画の実現に向けた取り組みの進め方を示します。
 - 1 市の取組
 - ・市の推進体制や組織、職員の育成の考え方など示します。
 - 2 市民への働きかけ
 - ・市民への周知、協働の在り方などを示します。
 - 3 計画の進行管理・評価
 - ・進行管理の行い方、評価の考え方を示します

【意見の提出について】

メール又はFAXでご意見の提出くださいますようお願いいたします。
参考として別紙「意見書」をご用意しましたのでご活用ください。

- ・特に意見をいただきたい点を例示させていただきます。
 - ① 全体の構成について
 - ・章の順番は適切か、章や項目の構成に過不足はあるか。
 - ② 第3章 計画の基本的な考え方について
 - ・基本理念の目指す方向性は適切か、その実現に向けた施策体系等は適切か。
 - ・計画策定における視点に過不足はあるか。
 - ③ 第4章 施策の体系
 - ・項目に過不足はあるか。
 - ・具体的な取組内容として設定することが望ましいと考える事項。

- ・締切 令和8年4月8日(水)
- ・提出先 入間市教育委員会社会教育課

FAX 04-2964-2863

メール ir815000@city.iruma.lg.jp

第3次入間市公民館基本計画

(令和9年度～令和13年度)

[素案(案)]

入間市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●

第2章 公民館を取り巻く状況

- 1 これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●
- 2 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●
- 3 今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●

第3章 計画の基本となる考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●
- 2 計画策定の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●

第4章 施策の体系

- 基本方針1 人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●
 - 重点施策(1)－① 暮らしを豊かにし地域を活性化する学びの提供・・・・・・・・●
 - 重点施策(1)－② 住民の主体的な学びの支援・・・・・・・・・・・・・・・・●
- 基本方針2 つながりづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●
 - 重点施策(2)－① 学習情報、地域情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・●
 - 重点施策(2)－② 学習や活動の成果を発表する機会の提供・・・・・・・・●
 - 重点施策(2)－③ 情報交換の場の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●
- 基本方針3 地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●
 - 重点施策(3)－① 地域活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●
 - 重点施策(3)－② 地域ぐるみでの子ども・子育て支援の促進・・・・・・・・●

第5章 計画の推進に向けて

- 1 市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●
- 2 市民への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●
- 3 計画の進行管理・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

入間市教育委員会は、入間市における公民館の目指す姿、担う役割、活動方針、運営のあり方などを明らかとするため、平成29年度に「入間市公民館基本計画」を策定し、様々な取り組みを推進してきました

その後、市政の課題や教育を取り巻く社会の動向の変化に合わせた社会教育・公民館活動を進めるため、令和4年度から「第2次公民館基本計画」に基づき公民館事業の更なる展開を図ってきました。

この度策定する「第3次入間市公民館基本計画」（以下「本計画」という。）は、これまでの取り組みを継承し発展させるため、今後の5年間において公民館が取り組む施策と目標を明らかにする計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 公民館の法的位置づけ

本市は『社会教育法』及び『公民館の設置及び運営に関する基準』に基づき『入間市公民館設置及び管理条例』を制定し、公民館を設置・運営しています。

(2) 市の計画体系における位置づけ

本計画は、法令及び国や埼玉県教育振興基本計画等を踏まえつつ、「入間市総合計画」との整合を図って策定した「入間市教育大綱」及び「入間市教育振興基本計画」に関連する個別計画です。

① 第7次入間市総合計画〔計画期間 令和9～18年度〕 **【策定中】**

「入間市総合計画」は、市民生活に関わる様々な施策や事業を実施する際の指針となる計画であり、市全体の進むべき方向性を表す計画です。

10年間のまちづくりの目標を「みんなでつくる 誰もが豊かさを実感できるまち いるま」とし、施策の大綱に「こどもたちが自分らしく健やかに育つまちづくり」「多様性を認め世代を超えて互いに成長し、文化を伝え育むまちづくり」を位置付けています。

② 入間市教育大綱 **【策定中】**

「入間市教育大綱」は、地域の実情を踏まえて市の教育や文化の振興に関する総合的な施策についての基本となる考え方を定めるものです。

基本理念を「豊かな学びの場から 自他ともに幸せな未来を拓く いるまの教育」とし、市の教育の基本的な方針を示すものです。

③ 第4期入間市教育振興基本計画〔計画期間：令和9～13年度〕【策定中】

「第4期入間市教育振興基本計画」は、本市の教育施策全体を貫く基本理念と各分野における取組の方向性を明らかにし、教育の一層の振興を図るための計画です。

この計画は、「入間市教育大綱」にあわせて「豊かな学びの場から 自他ともに幸せな未来を拓く いるまの教育」を基本理念とし、社会教育・生涯学習にかかる基本方針として「学びと交流を通じた市民による地域コミュニティづくりを推進する」「ライフステージに応じた学びと実践による共創のまちづくりを推進する」を位置づけています。

【国や県の計画等】

i) 「第4期教育振興基本計画」〔計画期間：令和5～9年度〕

「第4期教育振興基本計画」においては、今後の教育政策の基本的な方針の一つに「地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進」を掲げ、「社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成」「公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充」の必要性を唱えています。

ii) 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」

(平成30年12月中央教育審議会答申)

本答申においては、地域における社会教育の意義と果たすべき役割として“社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくり”を示し、社会教育の方向性として“開かれつながる社会教育の実現”が掲げられています。また、この答申において公民館には元来の地域の学習拠点としての役割に加え“地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的な役割、地域の防災拠点”としての役割が期待されると示しています。

iii) 「第4期埼玉県教育振興基本計画」〔計画期間：令和6～10年度〕

「第4期埼玉県教育振興基本計画」においては、「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」を基本理念とし、その実現に向けて10の目標を定めた中で、社会教育・生涯学習にかかる目標として「家庭・地域の教育力の向上」「生涯にわたる学びの推進」「文化芸術の振興」を掲げています。

(3) 計画期間

第3次公民館基本計画の計画期間は、第4期入間市教育振興基本計画にあわせて令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

【体系図】

第2章 公民館を取り巻く状況

1 これまでの経緯

公民館は、市民生活における身近な学習活動、文化活動の場としての役割を担ってきました。

事業については、戦後間もない頃は青年向けの学習講座や文化活動を行う青年学級、婦人会を中心とした生活改善運動などの事業を盛んに実施しました。また、こうした事業はPTA等の活動にも広げられ、保健衛生講習や栄養改善の料理教室、青少年の健全育成など様々な学習機会を地域に提供するとともに、子ども会の育成や母親学級など、子どもや子育て支援を目的とした事業も活発に行っていました。

このように公民館においては、教養の向上や実用的な知識の取得を目指した事業など多種多様な事業を実施してきました。

その後、生涯学習という概念が提唱されるようになると、公民館は地域住民に社会教育の機会を提供する場としての役割だけでなく、個人が趣味や教養を学ぶ場としての役割が求められるようになり、サークル活動に施設を提供することに重きを置くようになりました。

施設運営においては、令和5年4月から公民館と支所・出張所を統合した地区センターとして運営を開始しました。地区センター化を図ったことで、幅広い目的での利用が可能となったことや様々な業務を担う地域の拠点として複合的な機能を有することとなりました。

2 現状と課題

近年は、少子化・高齢化の進行による人口構造の変化、新しい働き方の拡大による家族形態の変化など、様々な面で社会情勢が変化しており、地域コミュニティの衰退など、市民の暮らしにも様々な影響が生じております。

こうした状況の中で公民館においては、子ども会の解散やサークル活動の減少など公民館で活動する方々や団体の状況が変化しております。また、SDGsの啓発、健康づくりの推進、貧困問題への対応、情報化社会への対応など現代的課題に関する学習機会の提供や、地域コミュニティづくり、子育て支援、学校との連携・協働、地域の福祉の向上への貢献などがこれまで以上に重要視されるようになりました。

一方、市政においては、地域住民の利便性の向上や地域福祉の発展に資することを目的として、支所や公民館などを複合化する形で地区センター化を進めた中で、地域における公民館の位置づけが希薄となってしまっている点が見受けられます。

3 今後の方向性

(1) 社会教育施設としての公民館の事業の推進

法令における公民館の目的、当市の教育における公民館の位置づけを踏まえ、社会教育施設として、地域住民に学びの機会を提供する取り組みや、地域住民の主体的な

学びを支援する取り組みを継続していきます。

また、公民館が拠点となり、住民と住民、地域と住民をつなぐ取り組みや、地域住民が学んだことを活用できる場を提供する取り組みを継続していきます。

(2) 公民館を取り巻く状況変化への対応

近年、公民館に対しては、社会教育や生涯学習を行う場であることはもちろんのこと、持続可能な地域コミュニティづくりの支援、地域・学校・家庭の連携強化、こどもまんなか社会の実現への寄与につながる様々な取り組み等、社会情勢の変化やそのニーズへの対応が求められています。

元来公民館に求められてきた役割である、学習活動や文化活動の場としての発展に加え、公民館を中心とした地域社会の実現のため、地区センター化による利点を生かしながら、各地域の軸となり、その地域の状況に応じた取り組みを進めていきます。

第3章 計画の基本となる考え方

1 基本理念

公民館の目的の実現に向け、本市において公民館がどのような施設であるべきか基本的な考えを示すものです。

みんなの学びあいと交流による

豊かな地域コミュニティづくりを支える公民館

公民館は、社会教育をととした地域コミュニティづくりを支える拠点施設としての役割を担っていきます。

2 計画全体にかかる視点

基本理念の実現に向け、計画の策定及び施策の展開を図るうえで基本とする視点です。

○ 地域から親しまれ信頼される公民館

公民館は、誰もが気軽に立ち寄りたくなる明るい雰囲気を持つとともに、教育機関としての専門性を発揮し、地域住民の要望や相談に的確に対応します。

○ 地域に必要な学びを提供する公民館

公民館は、住民同士が生活課題や地域課題を解決するために、自立・協働・創造に向けて主体的に学ぶことができる、多様で魅力的な学習機会を提供します。

○ 地域の交流や協働を促進する公民館

公民館は、コーディネート力を発揮し、住民同士が絆を結ぶことができるよう支援することにより、地域づくりを推進します。

第4章 施策の体系

【施策の体系】

基本方針	重点施策	取組項目
人づくり	暮らしを豊かにし地域を活性化する学びの提供	現代的課題をテーマとした学習事業の企画・実施
		関係団体との連携による学びの機会の充実
	住民の主体的な学びの支援	学習に関する相談体制の強化
		地域の要望を踏まえた事業の企画・実施
つながりづくり	学習情報、地域情報の提供	様々な媒体を利用した情報提供の充実 地域活動団体紹介コーナーの設置運用
	学習や活動の成果を発表する機会の提供	施設利用者に対する個人・団体間の連携による事業の提案 文化祭等のイベントの実施
	情報交換の場の提供	(仮称)地域づくり協議会の設置
		オープンスペースの拡充
地域づくり	地域活動の促進	自治会など地域活動団体の支援
		新規地域づくり団体支援制度の創設
	地域ぐるみの子ども・子育て支援の促進	地域学校協働活動の推進
		子育て・家庭教育支援事業の実施
子どもの居場所づくり事業の実施		

基本方針1 人づくり

様々な教室や講座を実施し、地域の方々の教養の向上、健康の増進、文化の振興に寄与します。また、住民の自発的な学習活動を支援します。

重点施策(1)－① 暮らしを豊かにし地域を活性化する学びの提供

地域の方々の生きがいつくりや現代的課題に対応する様々な学びの機会を提供します。

取組項目1 現代的課題をテーマとした学習事業の企画・実施

・生活・文化の向上、健康・福祉の増進につながる学習事業を企画し実施します。

取組項目2 関係団体と連携した学びの機会の充実

・関係団体・機関等との連携・協働により、それぞれの特性を活かした事業の推進を図ります。

重点施策(1)－② 住民の主体的な学びの支援 【方針変更】

地域の方々に学びのきっかけを提供するとともに、学習活動の支援を行います。

取組項目1 学習に関する相談体制の強化

・地域住民が学びを始め、学びを深めていくための教室・講座に関する相談ができる体制づくりに努めます。

取組項目2 地域の要望を踏まえた事業の企画・実施

・地域の方々が必要とする学びを提供するため、地域の方々の意向や要望を踏まえた事業を実施します。

基本方針2 つながりづくり

学びを通じた様々な交流の機会を提供し、地域の方々のつながりづくりを進めます。

重点施策(2)－① 学習情報、地域情報の提供

地域の方々が地域で展開されている様々な活動を知り、触れ合う機会を提供します。

取組項目1 様々な媒体を活用した情報提供の充実

- ・地区センターだより、掲示板、SNS等様々な媒体を通して地域活動に関する情報発信を行います。

取組項目2 地域活動団体紹介コーナーの設置運営

- ・施設内に設置してある「地域活動団体紹介コーナー」の更なる活用を図り、地区センター（公民館）を利用されている方々の交流が活動への参加を促します。

重点施策(2)－② 学習や活動の成果を発表する機会の提供

学びや活動の成果を伝え合う機会を提供し、学びを通じた地域の交流を深めます。

取組項目1 施設利用者に対する個人・団体間の連携による事業の提案

- ・公民館が持つ情報やネットワークを活用し、個人・団体の活動の発展を支援します。

取組項目2 文化祭等のイベントの実施

- ・日頃の学習等の成果を発表する文化祭や各種イベント等を開催します。

重点施策(2)－③ 情報交換の場の提供

- ・地域の方々同士による相談や意見交換をする場を提供し、地域の方々のつながりを深めます。

取組項目1 （仮称）地域づくり協議会の運営

- ・公民館（地区センター）が軸となり、地区センターの有する4機能（自治振興支援・支所・福祉総合相談窓口・防災拠点）や学校の代表者、地域活動を行う各種団体等が地域課題、地域づくりに関する協議を行う「（仮称）地域づくり協議会」を設置します。

取組項目2 オープンスペースの拡充

- ・地域住民が気軽に立ち寄り、打ち合わせや相談ができるオープンスペースの拡充など施設の機能向上に努めます。

基本方針3 地域づくり

地域活動を支援するとともに学習の成果を地域で活用する場の提供に努め、各種団体の協働・連携による地域づくりに取り組みます。

重点施策(3)－① 地域活動の促進

取組項目1 自治会など地域活動団体の支援

- ・自治会、交通安全協会、スポーツ協会など地域づくりに携わっている団体の活動を支援します。

取組項目2 新規地域づくり団体支援制度の創設

- ・「(仮称)新規地域づくり団体支援制度」を設置し、地域活動の活性化を図ります。

重点施策(3)－② 地域ぐるみの子ども・子育て支援の促進

地域の団体や事業者と連携・協働による子ども・子育て支援事業を実施します。

取組項目1 地域学校協働活動の推進

- ・地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を進める地域学校協働活動の更なる推進を図ります。

取組項目2 子育て・家庭教育支援事業の実施

- ・公民館主催又は市の関係部署や各種団体との共催により、子育て・家庭教育支援につながる様々な事業を実施します。

取組項目3 子どもの居場所づくり事業の実施

- ・学校の長期休暇期間を中心に、地域における多様な子どもの居場所づくり事業を実施します。

第5章 計画の推進に向けて

1 市の取組

(1) 推進体制・組織

- ・地域振興課との連携による地区センター（公民館）の運営のあり方を示します。
- ・地域の特性を踏まえつつ、市全体でバランスよく公民館事業を企画・実施するための考え方や方策を示します。

(2) 職員の育成

① 社会教育関係有資格者の育成

- ・社会教育主事講習への継続的な参加による専門性の高い職員の育成方針を示します。

② 各種研修会への参加

- ・国、県及び団体（埼玉県公民館連絡協議会等）が開催する研修会への参加による職員の育成方針を示します。

③ OJTの活用

- ・OJTの実施による職場における職員の育成の考え方を示します。

2 市民への働きかけ

(1) 市民への周知

- ・公民館を拠点とした学習活動や地域活動に関する住民への周知の考え方や、取組方針を示します。

(2) 市民との協働

- ・市民との協働のあり方、取組の進め方を示します。

3 計画の進行管理・評価

(1) 進行管理の行い方

- ・計画の進行管理に関する考え方や実施のあり方を示します。

(2) 評価の考え方

- ・計画の進捗状況、目標達成度の評価に関する考え方や実施のあり方を示します。

第3次入間市公民館基本計画〔素案（案）〕
（令和9年度～13年度）

発行日 令和9（2027）年●●月
発行 入間市教育委員会
編集 教育部 社会教育課
〒358-8511
入間市豊岡1丁目16番1号
電話 04-2964-1111（代表）
E-Mail ir815000@city.iruma.lg.jp

次期公民館基本計画「素案」(案)に対する意見書

お名前 _____

ページ・項目名	ご意見

令和9年度からの公民館サークルの施設利用について（案）

【背景】

市では、「受益者負担見直しガイドライン」に基づき、施設の使用料や減免（使用料の割引・免除）の基準を見直しています。地区センターについては、使用料の見直しに先行して、減免基準の見直しを行う方針です。

現在、サークルとして登録する要件は「会員5人以上」「市内在住・在勤・在学の方が半数以上」ですが、これは発足時のみの条件であるため、その後に要件を満たさなくなったサークル（会員が4人以下になった、市外の方が中心になった等）も継続して活動している状況があります。一方で、サークルには優先予約や使用料の減額などの制度があるため、施設利用の効率性・公平性の確保や、より多くの市民の利便性向上が課題となっています。

また、サークルの優先予約は、継続的な社会教育活動を支える上で一定の効果がある一方、新しく活動を始めたいサークルが希望する施設や日時を確保しにくいという課題もあります。

現在、公民館では、特に青少年活動サークルの中に民間教室に近い活動形態が増えています。加えて、入間市の他の公共施設では年齢要件による免除制度がないことから、「子どもであること」を理由に使用料を免除する根拠は弱まりつつあります。

さらに、社会教育団体の発表会等については、「学びの成果を地域に還元する」という趣旨で免除としてきましたが、通常の活動（減免）と発表会（免除）の区別が分かりにくいという指摘もあり、整理が必要です。

そのため、令和9年4月1日から

- 1 サークル活動の施設使用料減免基準
- 2 減免サークルの要件
- 3 サークルの優先予約方法

の3つの見直しを適用いたします。

1 サークル活動の施設使用料減免基準の見直し

市は現在、「受益者負担見直しガイドライン」を策定し、行政サービスの受益に関する公平性・公正性の確保に向け、施設のランニングコスト等を踏まえた使用料・減免基準の見直しを進めています。地区センターでは、まず減免基準の見直しから着手します。

現在、公民館では青少年活動サークルや子育て支援サークルの施設使用料を免除していますが、サークル活動は、年齢に関係なく一律に使用料を2分の1減額とします。

なお、子育て支援センターなど、サークル活動ではなく公共性を有する団体の使用料免除は、引き続き継続します。

減免基準の変更点

- (1) サークルの発表会・展示会の使用料を免除→減額（1/2）
- (2) 子育て支援サークル・青少年サークルの使用料を免除→減額（1/2）

○現在の基準（下線が変更部分）	○見直し後の基準（下線が変更部分）
<p>【免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共団体 ・公共性を有する団体 (自治会、子育て支援センターなど) ・青少年の学習支援活動 (市子連、PTA、子ども食堂など) ・<u>社会教育関係団体の発表等</u> ・<u>社会教育関係団体による地域に寄与するための活動</u> ・<u>青少年活動サークル</u> ・<u>子育て支援サークル ※主に未就学児を対象としたもの</u> <p>【減額（1/2）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な社会教育活動 ・不定期での社会教育活動 	<p>【免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共団体 ・公共性を有する団体 (自治会、子育て支援センターなど) ・青少年の学習支援活動 (市子連、PTA、子ども食堂など) <p>※サークル活動は対象外 (会費・講師謝礼等の費用がない青少年活動・子育て支援団体は免除)</p> <p>【減額（1/2）】</p> <p>●サークル活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>社会教育関係団体の発表等</u> ・<u>社会教育関係団体による地域に寄与するための活動</u> ・<u>青少年活動サークル</u> ・<u>子育て支援サークル ※主に未就学児を対象としたもの</u> ・定期的な社会教育活動 ・不定期での社会教育活動

※ 公民館と共催等で実施する発表会等の事業は、引き続き免除の対象となります。

2 減免サークルの要件の見直し

近隣市町村（所沢市・狭山市・飯能市・日高市）では、サークルの要件を「講師を除く会員が5人以上」「市内在住の方が半数以上」としています。入間市でも、こうした近隣市の基準に合わせることで、施設をより効率的で公平に利用できるようにし、併せて市民の方々が使いやすいように見直しを図ります。

また、サークルは、誰でも参加しやすい開かれた活動であることが大切です。新しい会員を募集せず、特定の仲間だけの閉じた形で活動するものは、サークル活動とは区別されるため、会員募集を行うことなど、開かれた活動であることの要件を明確にします。

減免サークルの要件

- (1) 原則としてサークル会員が5人以上（年度ごとに確認）
- (2) 原則としてサークル会員の市内在住者が半数以上（年度ごとに確認）
- (3) サークル情報を公開した開かれた活動

○現在の要件（下線が変更する部分）	○見直し後の要件（下線が変更部分）
<p>【減免サークルの要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育活動を行っていること ・会員により民主的に運営されていること ・指導者が運営主体になっていないこと ・<u>活動の門戸が広く市民に開かれていること又は、活動が地域づくりの目的を持っていること</u> ・年間を通して継続的・定期的に活動すること <p>【優先予約の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発足時に講師を除く会員が5人以上いること</u> ・<u>発足時に市内在住・在勤・在学者が半数以上いること</u> ・地域づくりへ貢献・協力すること 	<p>【減免サークルの要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育活動を行っていること ・会員により、民主的に運営されていること ・指導者が運営主体になっていないこと ・<u>サークル一覧表、いるま学びの場などでサークル情報を公開した開かれた活動であること。</u> ・年間を通して継続的・定期的に活動すること <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原則として、講師を除く会員が5人以上おり、市内在住者が半数以上いること</u> ・地域づくりへ貢献・協力すること <p>※優先予約の要件は、サークルの要件へ移行する。要件を満たさないサークル（市外居住者主体、少人数構成のサークル）は、今後グループ扱い（一般料金）とする。</p>

3 サークルの優先予約方法の見直し

分館廃止後は、これまで分館を利用していたサークルは、他の地区センターで活動を行うことになります。その際、「空いている時間に入る」という形ではなく、既存サークルも新規サークルも含めて、全体を公平に調整していきたいと考えています。

また、現在は、既存サークルが月4回の優先予約で部屋を確保しているため、新規サークルは、希望する日時や部屋を取りにくい状況があります。

そこで、所沢市・狭山市と同じく、要件を満たすサークルが毎月の抽選で部屋を予約する方法を入間市でも導入する予定です。

なお、現行の公共施設予約システムは令和8年度末でサービスを終了する予定のため、令和9年度から新システムへ移行します。

地区センター使用申請から使用料支払いまで、窓口に来なくてもスマホ等で完結する施設予約システムを導入予定です。新システムの利用方法については、利用開始前に機会を設けて説明する予定です。

- ・自治会など公共性を有する団体の予約は、現在と変わらずサークル活動より優先となり、抽選より先に予約ができます。
- (1) 【抽選予約】(スマホ等で抽選申し込み) 使用月の前々月1日から
 - ・要件を満たすサークルだけが参加できる抽選を毎月実施します。
 - ・毎月4回まで申込が可能です。
 - ・抽選結果は、前々月中旬ごろにスマホなどで確認ができます。
- (2) 【一般予約】(スマホ等で先着順申込) 使用月の前月1日から
 - ・サークル以外のグループ、個人等も予約が可能になります。

○現在の制度（下線が変更部分）	○見直し後の制度（下線が変更部分）
<p>【定期利用】</p> <p>・<u>優先予約</u>の要件を満たすサークルは、あらかじめ登録した地区センターの指定した会議室等を<u>月4回まで定期利用</u>できる。</p> <p>(例) 部屋、第○週、曜日、時間を指定 黒須地区センター 洋室A 第2・4日曜日の9時～11時</p>	<p>【抽選予約】 使用月の前々月1日から</p> <p>・要件を満たすサークルだけが参加できる抽選を毎月実施し、毎月4回まで予約が可能です。</p> <p>【一般予約】 使用月の前月1日から</p> <p>・抽選に落選した場合、一般予約でき、地区センターの運営に支障をきたさない範囲で回数に制限なく使用可能。</p>

※ 公的団体の事業、自治会、母子愛育会など公共性を有する団体の利用などは、現在と変わらず、抽選ではなくサークル活動より優先して予約できます。